

[教室型]平成27年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	所得要件について、詳しく知ることはできますか。	詳しくは専用ホームページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。
交付申請について (「塾代助成カード」の交付を希望される方)	-	「塾代助成カード」は、例えば兄弟姉妹がいる場合は、対象中学生1名につき1枚交付されるものですか。	はい。それぞれに交付申請が必要ですが、申請者が対象要件を満たしていれば、人数分の「塾代助成カード」が交付されます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」は、特別授業(速読や記憶術)の費用への支払いに利用することはできますか。利用できる場合、どの項目に分類されますか。	特別授業の費用についても、「塾代助成カード」を利用することができます。 「月謝・受講料」として受付を行ってください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	スポーツ教室の夏期集中トレーニング等の費用は、塾の夏期講座と同様に「受講料」として受付を行ってよいですか。	「月謝・受講料」として受付を行ってください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教材(英検関連の問題集等)の支払いに、「塾代助成カード」を利用することはできますか。	参画事業者様にて購入されるもので、サービスを受けるために必要不可欠なものであれば「塾代助成カード」を利用することができます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教室で購入するシューズ費用の支払いに「塾代助成カード」を利用することはできますか。	参画事業者様にて購入されるもので、サービスを受けるために必要不可欠なものであれば「塾代助成カード」を利用することができます。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	訪問調査を受けた後に作製するチームウェア等の支払いに「塾代助成カード」を利用することはできますか。その場合、大阪市への報告義務はありますか。	チームウェア等の支払いにも「塾代助成カード」を利用することができます。 チームの作製物について、大阪市や運営事務局への報告は不要です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	9月に入会手続きを行い、11月から通塾する場合、「塾代助成カード」の利用受付はどのように行えばよいですか。	入会金・必要物品購入等については、9月利用分として受付を行ってください。 受講料については、11月利用分として受付を行ってください。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」の利用範囲について、例えば「授業料のみ」など、事業者で制限を設けてもよいですか。	「塾代助成カード」は授業料だけでなく、入会金や学校外教育サービスを受けるために必要不可欠なテキスト等にも利用できるようになっていますので、事業者ごとに制限を設けることはできません。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	「塾代助成カード」を初期費用に利用する際、複数の月に分割して請求することはできますか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っているのであれば、請求は可能です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	①共通編 P.04	教材費について、分割で請求してもよいですか。	「塾代助成カード」を利用しない生徒にも同様の取扱いを行っているのであれば、請求は可能です。
カード利用方法について (「塾代助成カード」の利用者の方)	-	利用者がパスワードを紛失した場合、利用者パスワードの再発行にはどれくらいかかりますか。	利用者パスワードの再発行は行っておりません。利用者から運営事務局に問い合わせいただきましたら、お調べしてパスワードをお伝えします。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	利用者が「塾代助成カード」の利用資格を喪失したことについて、参画事業者はどのように知ることができますか。	パソコンを用いて請求事務等を行う場合は、「塾代助成カード」の利用受付ができなくなります。パソコンを用いずに請求事務等を行う場合は、FAXをいただいた後に運営事務局より参画事業者にご連絡します。 なお、利用生徒が大阪市外へ転居されたのに「塾代助成カード」を提示された等、参画事業者にて疑義を感じた場合は、運営事務局までご連絡をお願いします。

[教室型]平成27年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	利用者が「塾代助成カード」を紛失し、「塾代助成カード」利用期間中に再交付が間に合わない場合、何らかの救済措置はありますか。	運営事務局へご相談ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.02	「塾代助成カード」に破損や不具合があった場合、どうすればよいですか。	運営事務局へ問い合わせさせていただき、パソコンの画面に表示されるエラーコード等をお伝えください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.03	パソコンを用いずに請求処理等を行う事業者は「代行依頼書」に利用者パスワードを記入する必要がありますが、パスワードはどのように確認すればよいですか。	交付決定者に「塾代助成カード」を郵送した際のカード台紙に利用者パスワードが記載されていますので、利用者より毎月提示を受けてご確認ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	8月から取扱い開始となりますが、以前から「塾代助成カード」を持っている利用者は7・8月の2ヶ月分(2万円)を利用することはできますか。	7・8月利用分の残額がある利用者であれば、8月分としてその利用者の残額を上限に利用することが可能です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	4月分と5月分の利用期間が重なる期間は、どちらの月の利用分としてでも受け付けが可能ですか。	4月分・5月分どちらも利用受付可能です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	①共通編 P.05	月謝は前月25日までに支払ってもらっているのですが、4月分はどのように処理をすれば良いですか。	あらかじめ月謝等より1万円を差し引いて請求処理を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	4月より「塾代助成カード」の取扱いが始まりますが、3月分を利用することはできますか。	3月分の取扱いはできません。「塾代助成カード」の取扱いは、参画事業者としての登録以降でないとい行うことができません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	一度利用受付を行った利用者について、残高があれば、同月分について追加で利用受付することは可能ですか。	当該利用者の「塾代助成カード」残高を上限として、複数回受け付けることは可能です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	パソコンのインターネットブラウザは「Internet Explorer」以外利用することはできないのですか。	「Internet Explorer」以外のブラウザでも利用はできますが、正しく動作しない可能性がありますのでご注意ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ワイヤレス接続のパソコンは使用できないのですか。	個人情報漏えい防止等のため、使用はお控えください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	1つのICカードリーダーを複数台のパソコンで使用することはできますか。	それぞれのパソコンにICカードリーダーのドライバをインストールしていただければ、ご使用いただけます。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.01	ICカードリーダーを使用せずに、「塾代助成カード」をパソコンで処理することはできますか。	できません。 パソコンを用いて請求事務等を行うには、ICカードリーダーが必要です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.04	パソコンで「請求確定処理」の実行を忘れてしまった場合、大阪市からの支払いはどのようになりますか。	「請求確定処理」は、自動的に運営事務局が行い、その月はパソコンを用いない場合のスケジュール(サービス提供月の翌々月25日支払い)に切り替わります。 また、運営事務局より、サービス提供月の翌月20日頃に「請求内容確認書」をお送りしますので、内容をご確認ください。内容に誤りがなければ、ご返送やご連絡等は不要です。 内容に誤りがある場合のみ、同月25日までに運営事務局へご連絡ください 運営事務局にて利用状況の分析等に使用することがありますので、お手数ですが正確な金額を入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08、P.30	助成額の1万円を超えた分についても利用明細を正確に入力する必要がありますか。	

[教室型]平成27年開催「塾代助成カード」取扱い開始参画事業者説明会質疑応答

カテゴリー	「参画事業者の手引き」 該当箇所	質問内容	事務局の回答
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.08、P.30	利用明細の入力の際、全ての利用者の月謝およびカード利用額を、10,000円に統一してもよいですか。	利用者が「塾代助成カード」を他の事業者でも利用する場合や、利用状況の分析等に使用することがありますので、お手数ですが正確な金額を入力してください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.12	パソコンを用いて請求事務を行う場合、利用者がいなかった月についても請求確定処理を行う必要がありますか。	利用者のいない月については、請求確定処理を行う必要はありません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.28	パソコンを用いた請求事務と、パソコンを用いない請求事務が同じ月に混在した場合、大阪市からの支払いスケジュールはどのようになりますか。	一度でも代行依頼を行った場合、その月はパソコンを用いない場合のスケジュール(サービス提供月の翌々月25日支払い)に切り替わります。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.30	「利用受付シート」及び「代行依頼書」は専用ホームページからダウンロードできますか。	できません。説明会にて配付したものをコピーしてご使用ください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.31	「代行依頼書」をパソコンでスキャンして、運営事務局宛てにメールで送付することはできますか。	できません。「代行依頼書」はFAXでのみ受け付けています。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	パソコンの動作を確認するためのサンプルカードはありますか。	申し訳ございませんが、現在は用意しておりません。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	パソコンを用いずに請求事務を行う場合、利用受付時に「塾代助成カード」の残高が分かりませんが、残高が不足していた場合はどうなりますか。	FAX送信していただいた代行依頼書をもとに運営事務局で残高を確認し、残高不足の場合は運営事務局から事業者様へご連絡します。
カード利用受付について (参画事業者の方)	②教室型 P.27	FAX(代行依頼書)にて取消依頼を行った際にも、利用停止措置がなされるのですか。	取消依頼の場合にも利用停止措置を行います。また、利用停止措置期間も請求依頼時と同様に7営業日程度です。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	他の参画事業者で利用していた利用者が新たに利用を開始する場合、何か手続きは必要ですか。	手続きは不要です。他の利用者と同様に受付を行ってください。
カード利用受付について (参画事業者の方)	-	塾代助成事業に参画したことをお知らせするため、通塾している生徒と保護者向けに説明会を開催してもよいですか。	通塾されている方に周知いただくため、開催していただくと幸いです。
その他	①共通編 P.15	塾で作成する広報物に、専用ホームページ上のイラスト・文言を転載してもよいですか。	リンク用バナー以外のイラスト・文言につきまして、専用ホームページからの転載はご遠慮ください。広報の際の文言については、「参画事業者の手引き」に掲載されている記載例を参照してください。